

議案第 5 7 号

物品の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、次の物品の取得について、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 物 品 名 | 総合行政システム機器及び行政事務用パソコン |
| 2 方 法 | 随意契約 |
| 3 契 約 金 額 | 1 3 6 , 7 3 4 , 9 2 7 円 |
| 4 契約の相手方 | 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚 野 孝 夫 |